



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

第8回社会保障審議会福祉部会  
福祉人材確保専門委員会  
平成28年12月13日

資料2

# 社会福祉士のあり方について

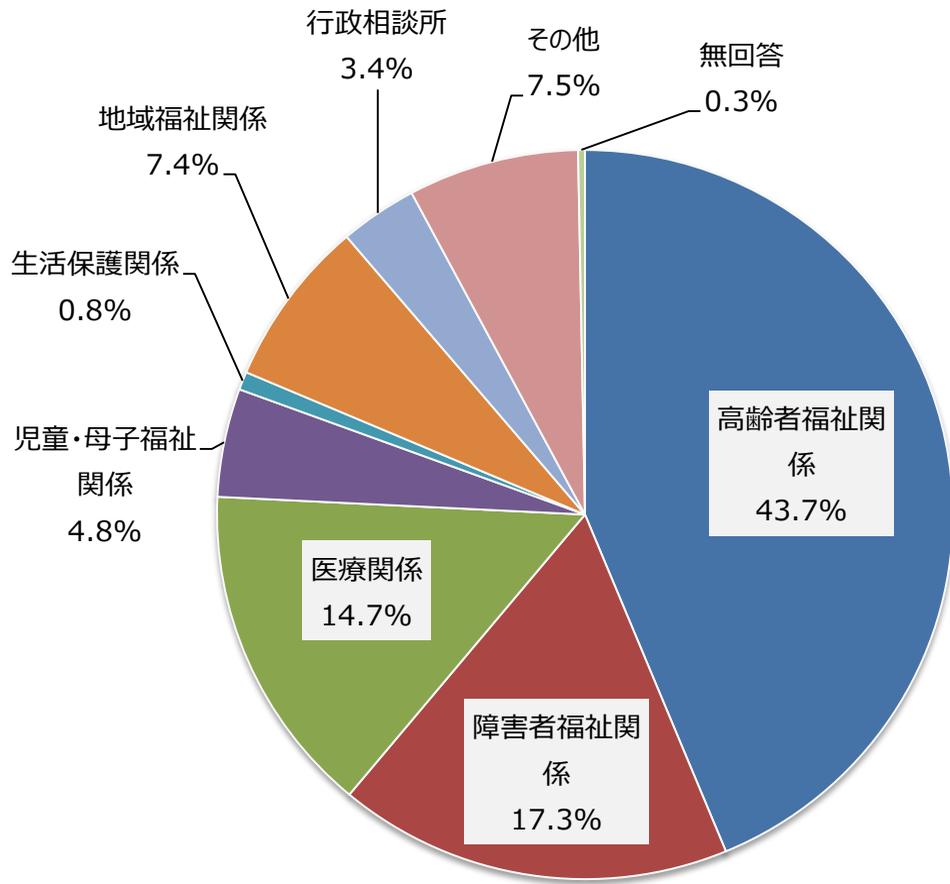
# 社会福祉士の活動実態

## 社会福祉士の就労及び業務の現状

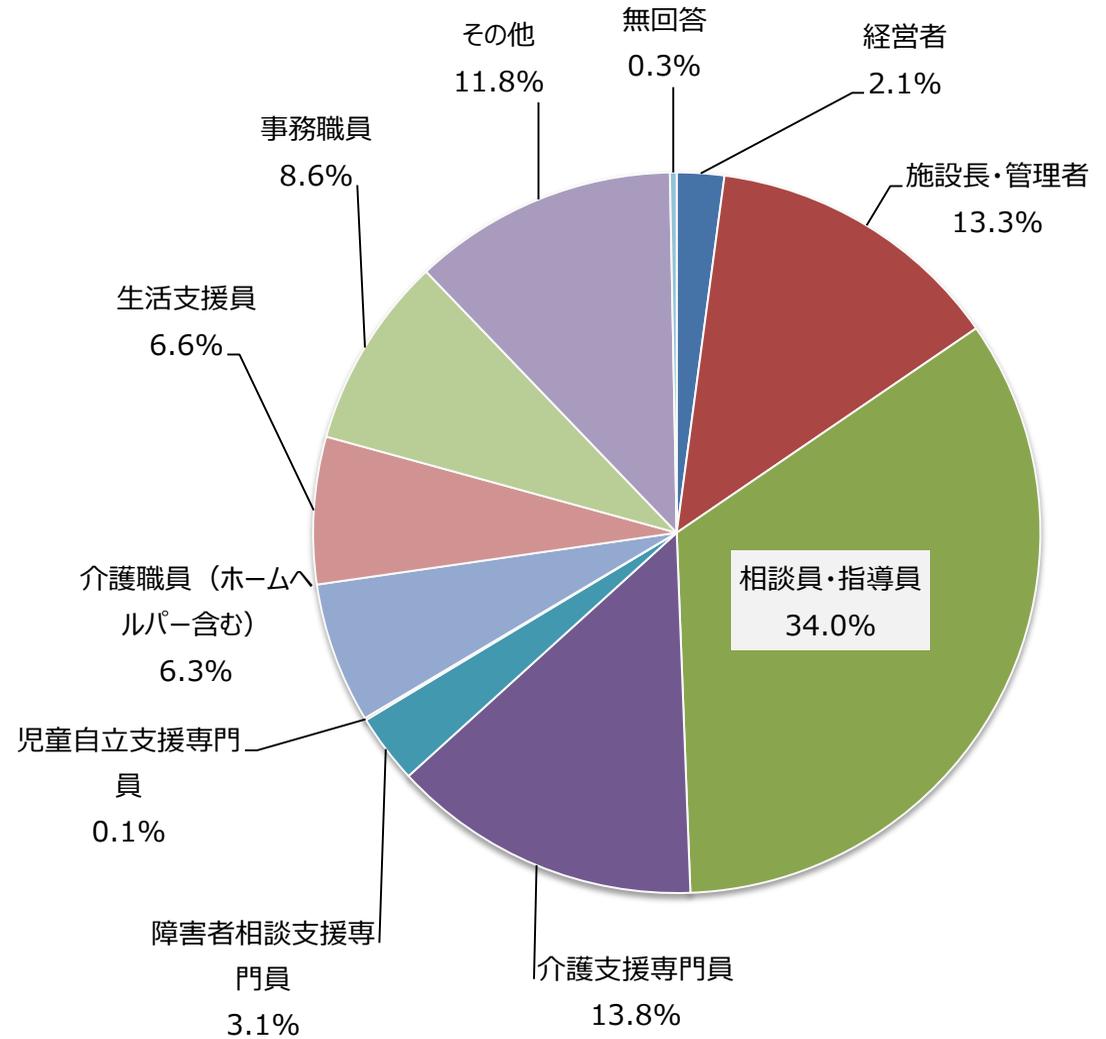
- 社会福祉士の活躍の場は、高齢分野や障害分野、児童分野、司法領域、学校など、広い範囲にわたっており、対象者が抱える課題やニーズの違いに応じて、養成課程で修得したソーシャルワークの技法を用いて相談援助を中心に実践に取り組んでいる。
- また、社会福祉士が就労している分野は、高齢者福祉関係の割合が最も高く43.7%となっている。次いで、障害福祉関係17.3%、医療関係14.7%、地域福祉関係7.4%、児童・母子福祉関係4.8%、行政相談所3.4%となっており、様々な分野で就労している。
- 就労先での職種としては、相談員・指導員の割合が高く34.0%となっている。次いで、介護支援専門員13.8%、施設長・管理者13.3%、事務職員8.6%、生活支援員6.6%、介護職員（ホームヘルパー含む）6.3%となっており、多様な職種に従事している。
- （公社）日本社会福祉士会の会員を対象に実施した調査では、社会福祉士の勤務先としては社会福祉施設等が40.8%を占めている。次いで、医療機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政機関と続いている。

# 社会福祉士が就労している分野と職種

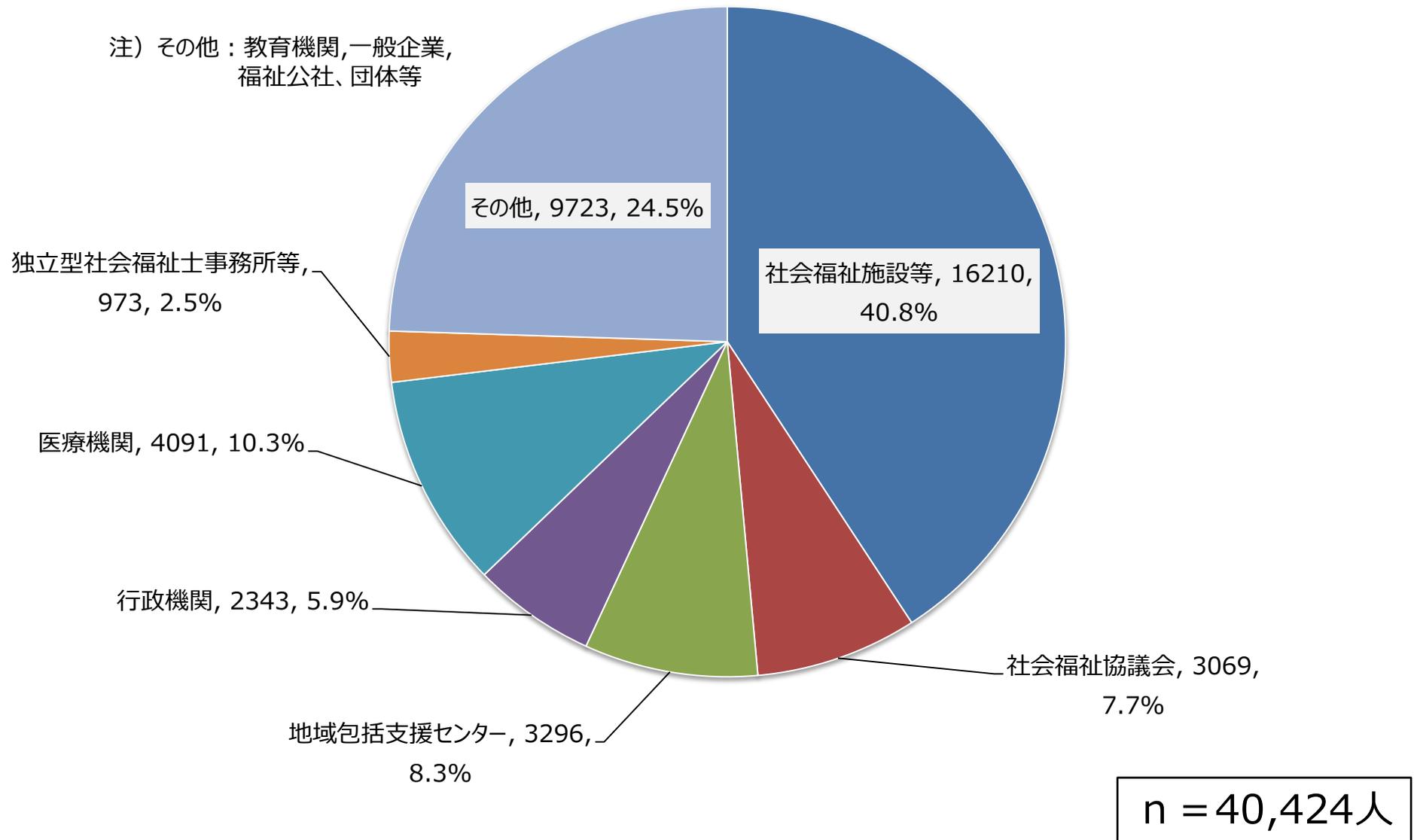
**就労している分野** (n=7,102)



**就労先での職種** (n=7,102)



# 社会福祉士の勤務先

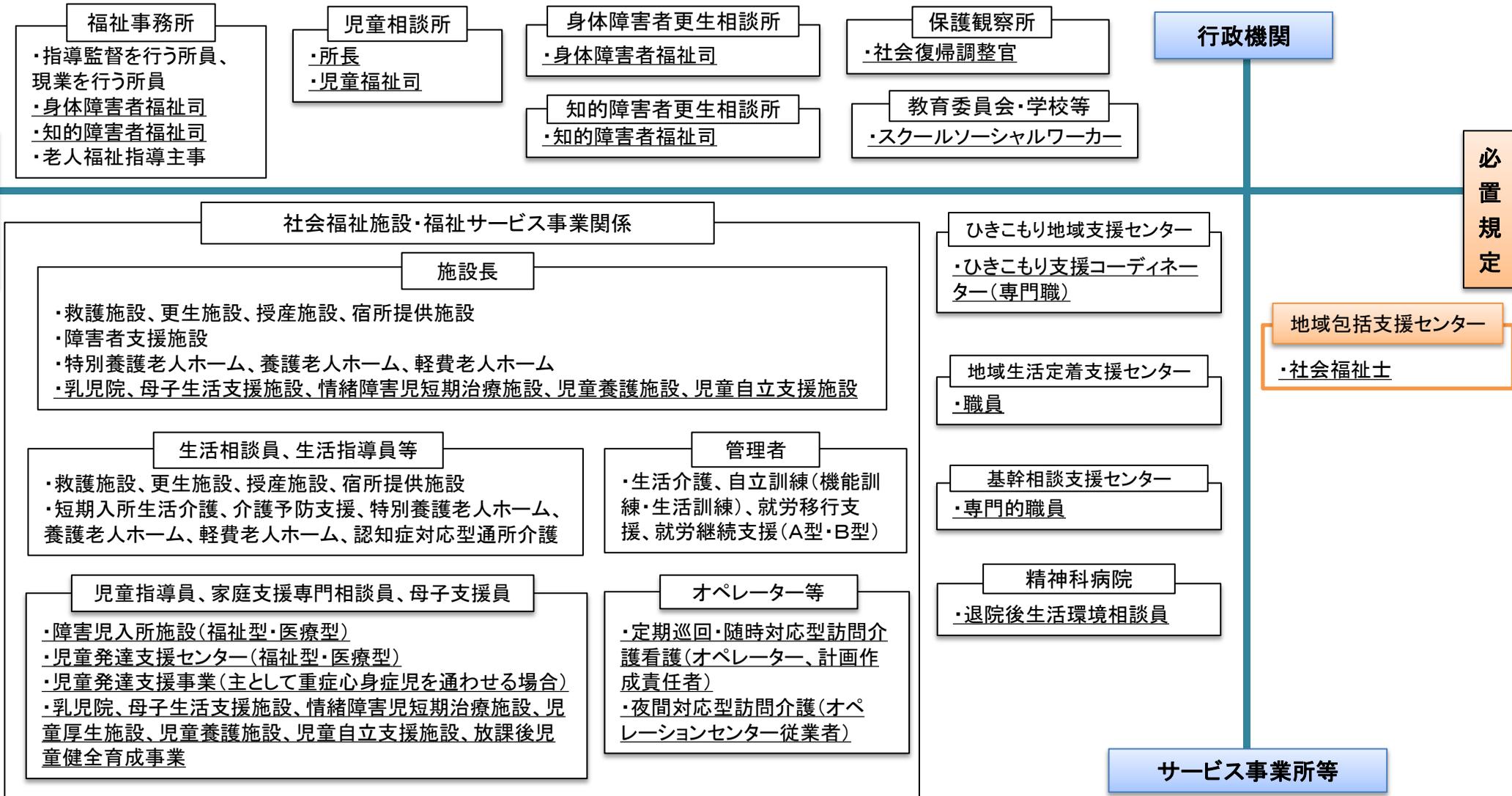


# 社会福祉士及び社会福祉主事の任用の状況

- 社会福祉士を置かなければならない（必置規定）となっているのは地域包括支援センターである。
- その他、様々な分野や施設において、社会福祉士は任用しなければならない者又は配置する者の一つとされている（下線部参照）。

任用要件

必置規定



注)「任用要件」は、「次のいずれかに該当する者のうちから任用しなければならない」、「配置する」などと規定されているもの。  
 「必置規定」は、「次の者を置かなければならない」、「〇〇に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとする」などと規定されているもの。  
 なお、社会福祉士は社会福祉主事の任用要件の一つになっているため、「任用要件」には、社会福祉主事を任用要件とする職種を含む。  
 また、「任用要件」又は「必置規定」に該当する職種でも、例外規定（「これによりがたい場合は同等の者でも可」等）や、任用にあたっての限定条件等が別途定められている場合がある。  
 【資料】厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室において作成

# 福祉人材確保対策検討会での議論について

## 福祉人材確保対策検討会での取りまとめ

- 福祉人材確保対策検討会における取りまとめ（平成26年10月22日）においては、社会福祉士の活用の基本的な考え方として、「社会福祉士については、多様化・複雑化する地域の福祉課題に対応できる能力をさらに開発し活用していくために、具体的な役割の明確化や実践力の強化等のための教育体系の充実に向けた再検証等が必要」とされている。
- また、当該取りまとめにおいては、社会福祉士の活用の方向性として、
  - ① 社会福祉士のさらなる活躍の場の創出として、様々な福祉ニーズに対応するために必要なソーシャルワーク技術を持つ社会福祉士の能力は重要な社会資源であることから、様々な福祉領域等における任用拡大を含めた活用促進を図る。
  - ② 専門性の高い社会福祉士の養成として、より一層多様化・複雑化する地域課題に対応できる社会福祉士の養成に向け、養成施設・大学等と職能団体の連携による実践を重視した教育内容の充実について、さらなる検討を進め確立していく。併せて、継続的に資質を向上させるためのシステム（認定社会福祉士等）の普及・推進を図る。
  - ③ 社会福祉士に対する理解促進として、職能団体、養成施設・大学等、事業者団体が連携し、国や地方自治体の必要な協力を得て、社会福祉士の能力や果たしうる役割についての理解促進を図る。といったことが示されている。

# 社会福祉士を取り巻く状況について①

- 社会福祉士については、社会状況の変化による福祉ニーズの変化に伴い、様々な分野での活躍が期待されている。
- 例えば、国会や審議会等において、以下の指摘がある。
  - ・ 自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。【「生活困窮者自立支援法に対する附帯決議」衆議院厚生労働委員会（平成25年12月4日）】
  - ・ 専門的知識及び技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、関係者との連絡・調整その他の援助を行う者として位置づけられている社会福祉士については、複合的な課題を抱える者の支援においてその知識・技能を発揮することが期待されることから、新しい地域包括支援体制におけるコーディネーター人材としての活用を含め、そのあり方や機能を明確化する。【厚生労働省新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～」（平成27年9月17日）】
  - ・ 支援が必要な子どもを早期に発見して関係機関につなぐために、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考する）の役割が重要であり、スクールソーシャルワーカーの活用と配置充実が必要。【「社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書」（平成27年8月28日）】

## 社会福祉士を取り巻く状況について②

- ・ 国は、スクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。国は、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、義務標準法（※）において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。【中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月21日）】

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

- なお、「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」においても、「育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。」として、相談支援の必要性について言及している。
- また、改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されており、今後、社会福祉法人には、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められることから、多様化・複雑化する地域の福祉ニーズを把握し、対応することができる人材が必要とされている。
- さらに、厚生労働省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（平成28年7月設置）」の下に設置した地域力強化ワーキンググループにおいて、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」（地域力強化検討会）が開催され、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりのあり方や市町村による包括的相談支援体制の整備のあり方等について検討を行っている。

## 社会福祉士を取り巻く状況について③

- これまで社会福祉士は、様々な職場で働いており、各種制度において、それぞれの制度趣旨を達成するために配置され、各職種の義務や役割を果たしてきたといえる。
- しかしながら、国会や審議会等で指摘された事項を踏まえると、社会福祉士には地域社会の実情に応じて、分野横断的・包括的な支援を担う機能と役割を果たすことが期待されている。
- こうしたことを踏まえると、今後、社会福祉士には、幅広い分野での活用が期待されているが、具体的にはどのような分野においてどのような活用の仕方が考えられるか検討する必要があるのではないか。